

幼少期体験から捉える非行少年の立直り支援 - 家庭裁判所調査官の社会調査を活用した検討 (中間報告)

金沢大学人間社会研究域法学系 大 貝 葵

Treatments for juvenile delinquent -through it's the experience of childhood

Institute of Human and Social Sciences Kanazawa University, OGAI, Aoi

要 約

少年犯罪は、少年の成長発達を阻害するという側面からも、社会の安全を脅かすという側面からも、重要な問題である。昨今は、事件の重大性に焦点が当たりがちであるが、少年が立直り、その結果、社会の安全が確保されるためには、家庭裁判所等関係機関による適切な支援が不可欠である。この支援の適切性を判断するためには、犯罪をおこした少年の背景を知ることが必要となる。そこで、現行の少年司法手続きでは、家庭裁判所調査官(以下、調査官)による社会調査を通じて少年の成育歴や家庭環境を明らかにし、少年の立直りに必要な処分を決している。本研究では、少年の幼少期体験に焦点をあて、社会調査の具体的内容及び調査結果を踏まえて、立直り支援を発展させる可能性を検討する。検討に際しては、実務運用の把握のため、聞き取り調査に重点を置く。

【キー・ワード】 家庭裁判所調査官, 社会調査, 立直り支援

Abstract

To understand the cause of juvenile delinquency and to decide a proper treatment for it, it is critical important to clarify the juvenile's personality and background. At a family court, a family court probation officers investigate the juvenile's experiences of the childhood, relation of the family, situations of the school, mental health and so on. The treatment will be determined based on the result of the investigation.

The objective of the present study is to explore new methods to care the juvenile making use of the investigation result. A special attention is focused on the juvenile's experience of childhood. So interview will be done to persons concerned with the juvenile's care.

【Key words】 a family court probation officer, investigation, treatment,

検 討

問題の所在

少年の重大犯罪がマスメディアに取り上げられる際、行為の重大性に注目が集まる。しかし、少年が立直り社会復帰していくためには、少年が犯罪を行った動機や背景に迫り、その原因に沿った適切な支援を行っていく必要がある。特に、少年の行為が重大であればあるほど、幼少期からの成育過程での課題は大きく複雑であり、犯罪の克服にはその解明がカギとなる。なぜなら、非行からの立直りには、非行によっては居心地の良さや自己実現が不可能であるという気づきが必要であり、その準備性は、幼少時における家族との関係の中で築かれる(白井他 2001)からである。そこで、少年司法手続きでは、少年の成育歴や家庭環境につき、社会調査が行われ、その結果に基づいた適切な処分が選択される。その意味では、社会調査はきわめて重要である。

一方で、社会調査がどのように活用され、いかなる支援が選択されているのかについては、自覚的には語られてこなかった。社会調査から導かれる適切な支援とは何かを検討することは、少年の立直りを支え少年の成長発達権を保障するうえで極めて重要である。

そこで、本研究では、少年の幼少期における体験に焦点を絞り、社会調査の内容及び方法を検討するとともに、調査結果を踏まえた適切な支援とはいかなるものであるかにつき検証する。

調査官調査における幼少期体験の位置づけ

一般的に、家庭裁判所調査官による調査項目として、①非行事実②被害に関する事項③生活史④学業・職業関係⑤性格・心身の状況⑥家庭⑦交友関係・地域環境が挙げられている(法制審議会資料 2017)。幼少期の体験は上記項目の③少年の生活史に位置付けられる。

さらに、調査された少年の生活史としての幼少体験は、少年の非行メカニズムの理解を行うための、3要素である生物-社会-心理の内、社会的要素として位置づけられ(丹治他 2016 他)分析される。

例えば、生活史として調査される幼少期の体験は、放火事例において次のように調査、分析される(金子他 2015)。放火の非行メカニズムを理解する上で、まず、少年の幼少期からの自閉的傾向やこだわりの強さといった生物学的要因が調査され、非行の背景として分析される。しかし、調査漏れを確認するために行った児童相談所への調査を通じて、幼少期における養育者との希薄な関係性が明らかとなる。そこで、この養育者との関係性という社会的要因と生物学的要因とを踏えて改めて非行メカニズムが理解される。

生活史調査は、一過性の軽微な非行や再非行の可能性が低いと言える事案を除き、少年の抱える課題を明らかにするうえで必要と思われる範囲で行われる。このような生活史を調査する方法として、主に、少年及び保護者との面接が行われる。その他にも、児童相談所等、少年の幼少期を知る機関への照会などが少年法 16 条の援助依頼に基づき行われている(金子他 2015)。

調査結果と処分・処遇との関係性

他方で、少年の処分検討段階においては、上記非行メカニズムの理解を踏まえて、「非行の促進要

因」と「非行の抑止要因」が特定され、前者を解消し、後者を強化する要素がどれくらいあるかが検討される(丹治他 2016 他)。それらの検討は、再非行危険性予測として分析され、最終的な処分前に行われる教育的措置や、最終的な処分へと反映される。

教育的措置として、例えば、親子合宿や保護者の会等が実施され、家族関係改善等が試行される。この段階において、処遇が効果を挙げたか否かは、再非行の危険性の分析に還元され、最終的な処分選択に生かされる。

さらに、幼少期の体験は処遇意見として少年調査票に記載される。社会調査により明らかとなった幼少期の躰き体験については、処遇機関へと引き継がれ、少年の立直り更なる処遇を考えるための資料となる(法制審議会資料 2017)。

今後の展開

今回は、家庭裁判所への個別の聞き取り調査を行うための基礎的なシステムを確認した。今後、家庭裁判所の調査を通じて、第一に、幼少期の躰き体験としていかなる類型が考えられるのか、第二に、その類型に応じた教育的措置や処分とは何か、第三に、これらの措置や処分の課題とは何か等、より具体的かつ詳細な事項を検討していく必要がある。

さらに、収容観護の措置が取られている事案については、鑑別所においても、家族関係を含めた幼少期の体験等が詳細に調査されている。そこで、鑑別所における調査内容と方法、及び、鑑別所内での処遇等についても調査したい。

また、家庭裁判所における調査により明らかとなった幼少期体験は、処遇意見として処遇機関へと伝達される。処遇機関は幼少期の躰き体験等を踏まえた少年の立直り支援を具体的に行っている。そこで、処遇機関において、家庭裁判所の調査がどのように生かされ立直り支援が行われているのかにつき調査を行い、その課題をも明らかにするステップとする。

このように、日本における非行少年の立直り支援の発展に向け、課題を明確化し、課題に向けた示唆を得るために、外国における調査や支援との比較も行う。

引用文献

金子隆男他「非行類型に応じた少年事件の充実に向けて(8)―調査支援ツール(放火非行)を活用した調査の在り方について―」家庭裁判所月報 65 巻 1 号(2015)79-143 頁。

坂野剛崇「家庭裁判所調査官の調査の特質について」家庭裁判所月報 64 巻 3 号(2012)1-70 頁。

白井利明他「非行からの立直りに関する生涯発達研究(Ⅱ)―ライフヒストリーの分析―」大阪教育大学研究所報 36(2001)

高井一匡「生きている少年法 1 家庭裁判所調査官の役割」法学セミナー714 号(2014)25-27 頁。

田川二照他「非行類型に応じた少年事件調査の充実に向けて(1)」家庭裁判所月報 63 巻 10 号(2011)81-123 頁。

丹治純子＝柳下哲矢「少年審判における家庭裁判所調査官の社会調査の実情について」家庭の法と裁判第7号(2016)23－30頁。

法務省法制審議会少年法・刑事法部会第4回会議資料「家庭裁判所調査官の業務」参照
(<http://www.moj.go.jp/content/001228068.pdf> : 2017年12月15日現在)

PÉDRON, Pierre, *Guide de la protection judiciaire de la jeunesse 4^eéd*, Gualino, 2016, pp.666-674.